

平成 30 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
追加的措置の先進事例収集事業

報告書

抜粋

<<スウェーデン王国>>

令和 2 年 3 月

林野庁

目次

1	事業概要	-1
2	EU 木材規則	-5
3	ドイツ連邦共和国	-19
4	イギリス	-97
5	オランダ王国	-143
6	フィンランド共和国	-185
7	スウェーデン王国	-251
8	EU 木材規則 仮訳	-283
9	成果報告会発表資料	-377

1 事業概要

1-1 事業の目的

TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日EU・EPAの「貿易と持続可能な開発章」においても、違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するため、我が国の違法伐採木材への対策のために平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)を着実に推進し、平成29年11月から開始された木材関連事業者の登録を促進していく必要がある。

本法に基づき、木材関連事業者が合法性の確認を行うにあたり、追加的措置として追加的な情報収集が必要となる場合がある。本事業では木材関連事業者が効率的に追加的な情報収集の取組が実施できるように、違法伐採対策に関する法制度がある国でのリスク低減に係る先進事例の情報収集を行った。

1-2 事業実施体制

本事業は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業共同事業体が受託し調査を実施した。共同事業体は、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES、共同体代表)、一般社団法人日本森林技術協会(日林協)、一般社団法人全国木材検査・研究協会(全木検)で構成されている。事業従事者は表1.1の通りである。

表1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下 麻木乃 (事業責任者)	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
鮫島 弘光	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 主任研究員
藤崎 泰治	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 研究員
ヘンリー スケーブンス	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 フェロー
フェデリッコ ロペス カセーロ	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 フェロー
中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 國際協力グループ 技師
藤井 創一朗	(一社)日本森林技術協会事業部 森林情報グループ 技師補
永野 裕子	(一社)日本森林技術協会事業部 森林情報グループ 専門技師
佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部 副部長
武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部

1-3 実施内容

1-3-1 調査の実施

調査対象国はドイツ、オランダ、イギリス、フィンランド、スウェーデンの5ヵ国を林野庁担当者との協議によって選定した。調査対象国は、本事業の目的に即した次の基準によつて選定した。

- EU木材規則に即し、国レベルの法令・体制が整備され、さらに政府による検査や能力構築プログラムなどが実施されており、先進的な取り組みをしている企業が多いと考えられる国（5ヵ国とも該当）
- 我が国への木材・木材製品の輸出量が多く、違法伐採リスクが懸念されている国（ロシア、中国、ベトナム、マレーシア、インドネシアなど）からの輸入額が、日本と同様に多く、日本の事業者がこれらのリスク懸念国から木材・木材製品を輸入する際のリスク低減措置の具体的な知見が得られると考えられる（ドイツ、オランダ、イギリス、フィンランドが該当）
- 日本への木材・木材製品の輸出額が多く、これらの国で生産された木材・木材製品を輸入する事業者にとって合法性確認のために必要な情報を収集できる（フィンランド、スウェーデンが該当）

調査対象5ヵ国でEU木材規則の下で各国の違法伐採対策に関する法制度とその実施状況、民間事業者等の対応状況について調査を行った。各国で実施した主な調査項目は、次の通りである。

- 木材流通状況調査
 - 調査対象国の木材流通の特徴（木材の輸出入の状況、木材の主要な輸入国等）
 - 森林認証システムの活用状況
- 木材の流通等に関する法令等調査
 - 森林の伐採に関する法令等の概要
 - 森林の伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件
 - 木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- リスク低減に関する事例
 - リスク低減に関する実施状況の概要
 - リスク低減措置に関する事例

調査は、上述の項目について、既存の文献やインターネット上の情報を収集し分析する国内調査と、対象国の政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施する現地調査によって行った。

1-4-1 調査委員会の開催

林野庁、学識経験者、業界団体等からなる調査委員会を設置し、事業実施期間中、会議を3回開催した。調査委員会では、調査対象国の既往情報を整理した上で、現地調査を含む調査計画を作成するとともに、調査の進捗状況の管理や、調査結果の整理・分析、事業成果のとりまとめを行った。調査委員会メンバーは表1.2のとおりである。各委員会の主な議題を表1.3に示した。

表1.2 調査委員会メンバー

氏名	所属・役職
柿澤 宏昭	北海道大学 教授
立花 敏	筑波大学 准教授
加藤 正彦	全国木材組合連合会 企画部長
奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

表1.3 各委員会の主な議題

委員会	開催日・場所	主な議題
第1回 委員会	令和元年5月27日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none">● 事業全体のスケジュール● 各調査対象国の調査進捗報告（事前調査内容の報告）
第2回 委員会	令和元年9月2日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none">● 事業全体の進捗状況（報告書目次案・現地調査予定）● 各調査対象国の調査進捗報告（事前調査内容の報告、現地調査内容の説明）
第3回 委員会	日時：令和元年11月22日 場所：地球環境戦略研究機関東京サステイナビリティフォーラム事務所会議室	<ul style="list-style-type: none">● 事業終了までのスケジュール（成果報告会と報告書とりまとめ）● 各調査対象国の調査進捗報告（現地調査結果報告）

1-4-2 現地調査の実施

調査対象5カ国において現地調査を実施し、政府機関、業界団体、企業等に対してヒアリング調査を実施した。現地調査実施日程を表1.2に示した。

表 1.4 現地調査実施日程

国名	現地調査実施日程
ドイツ	2019年9月22日～10月3日
オランダ	2019年9月25日～10月6日
イギリス	2019年9月22日～10月5日
フィンランド	2019年8月31日～9月13日
スウェーデン	2019年9月16日～29日

1-4-3 成果報告会の開催

本事業による調査結果について、事業者向け成果報告会を令和2年3月4日に開催すべく準備を進めたが、新型コロナウィルスの感染拡大状況を鑑み2月26日に開催中止を決定した。予定していた成果報告会プログラムは表1.3のとおりである。報告会で配布予定であった資料は第9章に収録した。

表 1.5 成果報告会で予定していたプログラム

開会挨拶	長野 麻子 林野庁木材利用課長
調査対象国におけるEU木材規則の導入	佐々木 亮 (全木検)
調査対象国の管轄官庁によるEU木材規則の執行状況	山ノ下 麻木乃 (IGES)
監視団体・業界団体・コンサルタント	藤崎 泰治 (IGES)
民間企業のリスク低減事例①	藤井 創一朗 (日林協)
民間企業のリスク低減事例②	鯫島 弘光 (IGES)
ディスカッション・Q&A	モデレーター：柿澤 宏昭 (北海道大学教授)

7 スウェーデン王国

7-1 概要

7-1-1 国の概要

スウェーデン王国（以下、スウェーデン）は、国土面積約 45 万 km²（日本の約 1.2 倍）で、人口は約 1022 万人（2018 年 11 月時点）である。主要産業は機械工業、化学工業、林業、IT とされている¹。

7-1-2 森林

国土の 3 分の 2（約 2,800 万 ha）が森林であり、そのうち約 2,200 万 ha が生産的森林²とされている。人工林面積は約 1,300 万 ha であり、森林蓄積量は 32 億 m³に達している³。樹種別蓄積割合はトウヒが 42%、マツが 39%、カバが 12%、その他広葉樹が 7% である。森林の所有形態は、私有林が 50%、社有林が 25%、国有林が 19%、その他（教会等）が 6% となっている。

7-1-3 林業・林産業

活発な伐採をもとに木材産業が発達しており（林業従事者は 175,000 人）、林産物輸出も活発に行われている⁴。スウェーデンの森林面積は世界の森林の 1% 足らずだが、輸出量では世界の 10% を占める輸出大国である。

¹ 外務省「スウェーデン基礎データ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html>)（最終検索日：2020 年 2 月 10 日）

² haあたり年間 1m³以上成長する森林を生産的森林と定義している。

³ Forests and Forestry in Sweden（スウェーデン林野庁）(https://www.skogsstyrelsen.se/globalassets/in-english/forests-and-forestry-in-sweden_2015.pdf)（最終検索日：2020 年 2 月 10 日）

⁴ 柿澤宏昭「スウェーデンにおける環境保全型森林管理－「非規制的森林政策」はなぜ機能するのか？－」（岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーション－諸外国の動きと日本－』広報ブレイス、2015 年、209-233 ページ）

7-2 木材需給

7-2-1 木材供給

スウェーデン国内の年間伐採量は約 7,200 万～7,500 万 m³ (2014 年～2018 年 (暫定)、樹皮を除く) となっている (図 7.1)⁵。

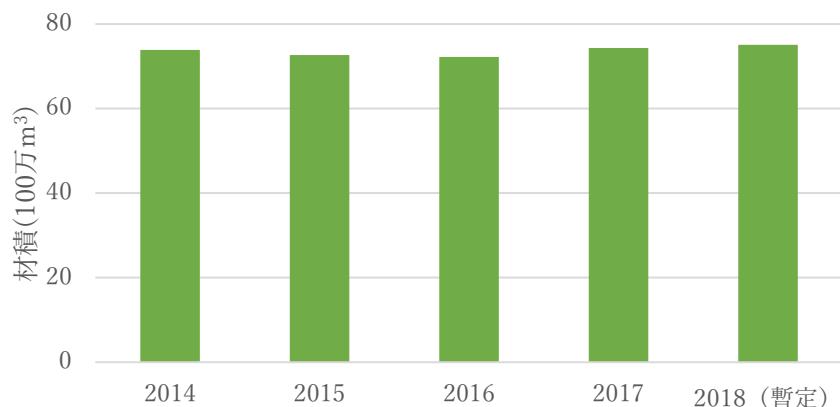


図 7.1 スウェーデン国内伐採量の推移

国外からの輸入では、年間 1,000 万～1,200 万トンを輸入しており、品目別では製材品が約 6 割、パルプ・チップ等が約 3 割を占めている (図 7.2)。主要な輸入先国はノルウェー (3 割強) をはじめとした EU 加盟国である (6 割弱) (図 7.3)⁶。割合は少ないものの、EU 域外であるロシアからも約 5% 輸入されており、主な品目は製材、パルプ・チップ等である。

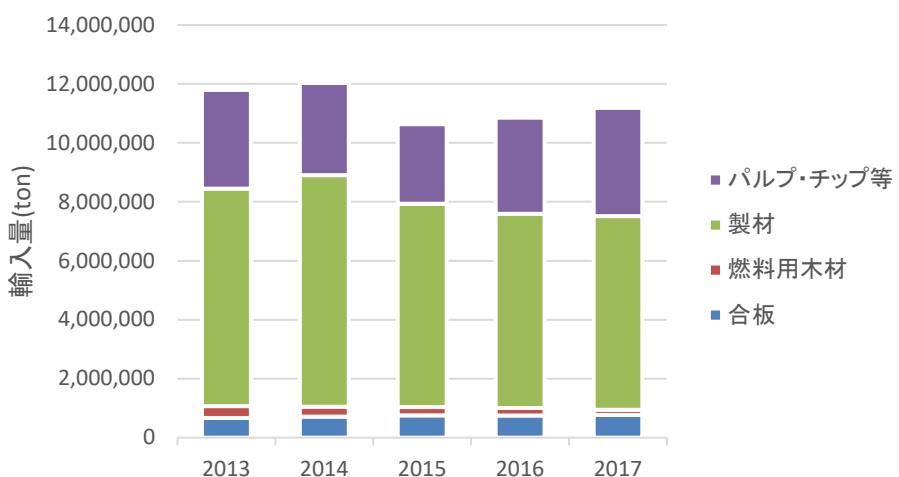


図 7.2 スウェーデンの品目別木材輸入量の推移

⁵ スウェーデン林野庁 統計データベース (<https://www.skogsstyrelsen.se/en/statistics/statistical-database/>) (最終検索日：2020 年 2 月 10 日)

⁶ Resource Trade. earth (<https://resourcetrade.earth/data>) (最終検索日：2020 年 2 月 10 日)

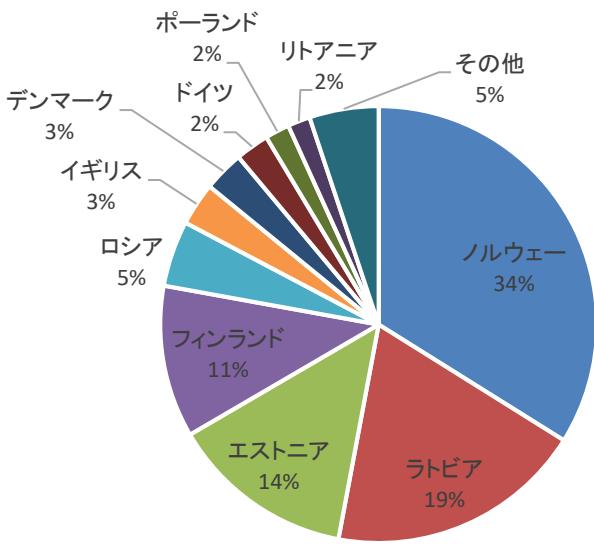


図 7.3 2017 年の輸入相手国割合

7-2-2 木材加工

用途別の伐採割合は、製材（針葉樹）が半数を占め、パルプが 4 割程度である。残りの 1 割は主に燃料材として用いられる⁷（図 7.4）。スウェーデン国内における主な木材の流れは図 7.5 のとおりであり、スウェーデン国内で加工される木材のほとんどが国産材で、輸入材は 1/10 程度である。

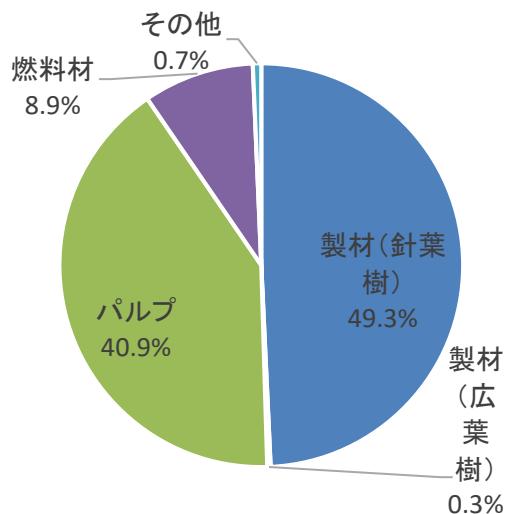


図 7.4 スウェーデン国内の 2017 年伐採量の内訳

⁷ スウェーデン林野庁 統計データベース (<https://www.skogsstyrelsen.se/en/statistics/statistical-database/>) (最終検索日：2020 年 2 月 10 日)

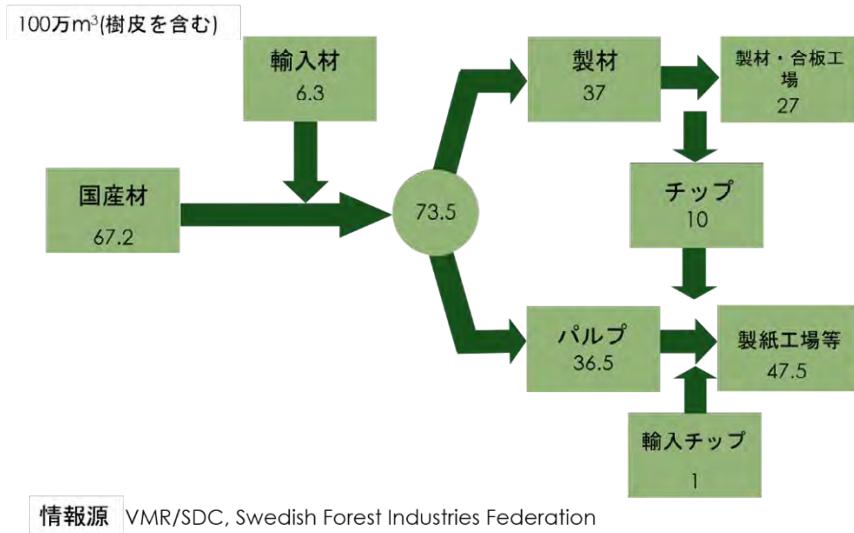


図 7.5 スウェーデン国内における木材の流れ（2017 年）
(スウェーデン林業協会作成資料⁸を一部改変)

スウェーデン国内における針葉樹製材工場と生産量の経年変化を図 7.6 に示す。1970 年と比べ工場数は半数程度になっているが、生産量は増加を続けており、1 工場あたりの生産量は約 9.5 万 m³ 増加している。また、パルプ工場も同様に半数以上減少しているが、生産可能量は 1,400 万トン近くまで向上している（図 7.7）。

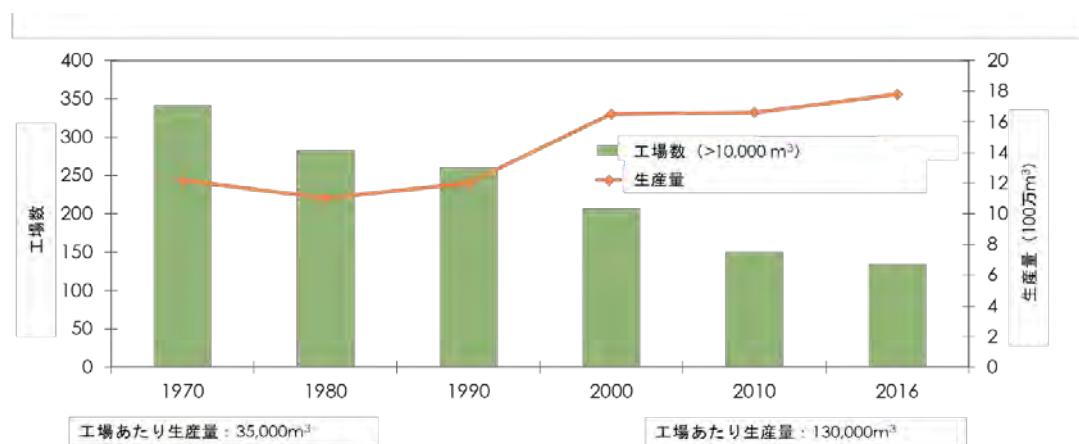


図 7.6 スウェーデン国内の針葉樹製材工場数と生産量
(スウェーデン林業協会作成資料を一部改変)

⁸ スウェーデン林業協会 統計資料 (<https://www.forestindustries.se/forest-industry/statistics/>) (最終検索日:2020 年 2 月 10 日)

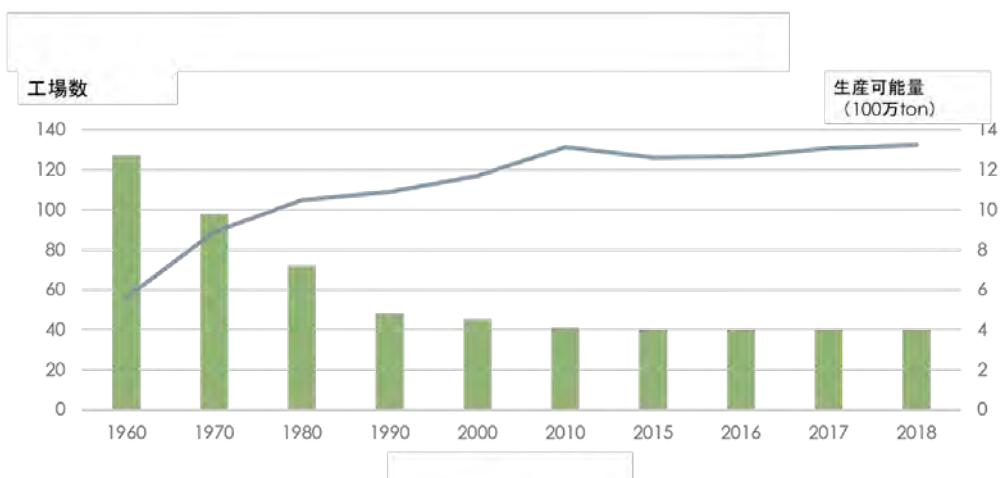


図 7.7 スウェーデン国内のパルプ工場数と生産可能量

(スウェーデン林業協会作成資料を一部改変)

7-2-3 木材需要

2017 年の林産物の輸出量は製材 1,315 万 m³、パルプ 332 万トン、紙・板紙 999 万トンとなっており、製材と紙では世界 3 位、パルプでは世界 7 位にあたる⁹。我が国の 2017 年の製材の輸入先国としては、カナダ、ロシア、フィンランドに次ぐ第 4 位となっており、輸入量は 82 万 m³ である。また、スウェーデンの 2016 年の木材製品の輸出額は 149 億 US ドルで、スウェーデンの全輸出額の 10.7% を占めている¹⁰。

品目別の輸出量を図 7.8 に示す。輸入量（図 7-2）と比べると、100 万～200 万トンほど多く輸出していることがわかる。また、品目別割合では、輸入と比べ製材割合が高く、合板や燃料用木材の割合はかなり低くなっている。輸出相手国は、輸入と同様に EU 諸国が多いが、中国、エジプト、日本などの国も上位に入っている（図 7.9）。

⁹ FAOSTAT (<http://www.fao.org/faostat/en/#home>) (最終検索日:2018年11月29日)

¹⁰ World Integrated Trade Solution (<https://wits.worldbank.org/Default.aspx?lang=en>) (最終検索日:2018年11月29日)

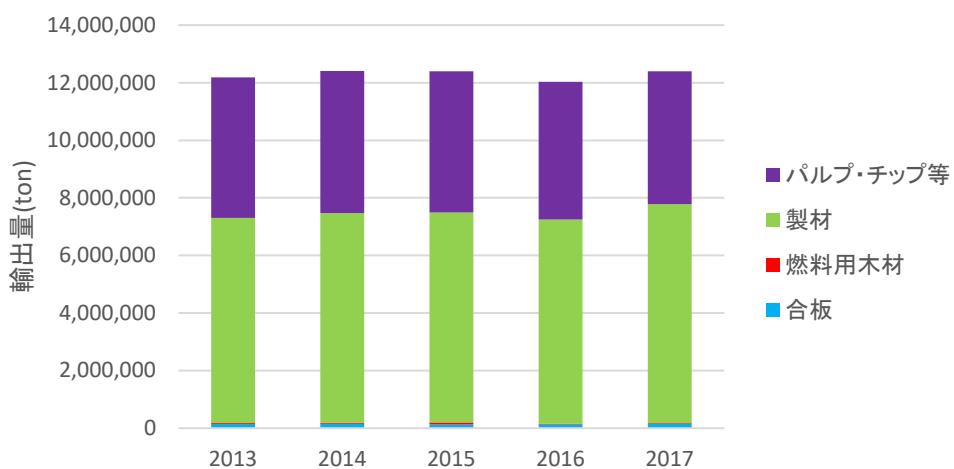


図 7.8 スウェーデンの品目別木材輸出量の推移

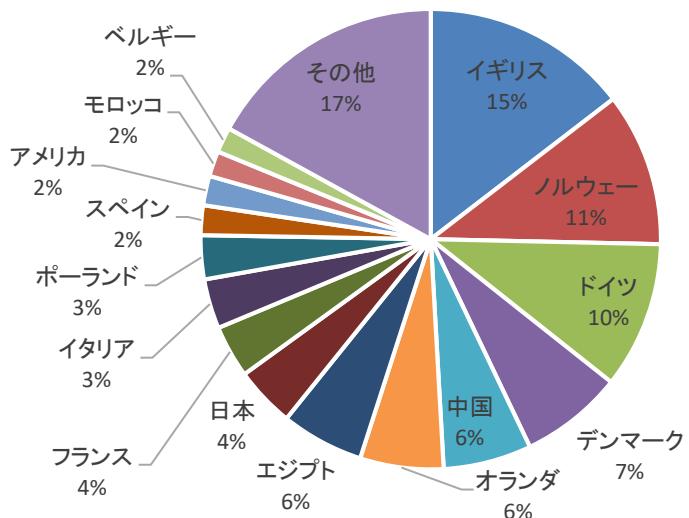


図 7.9 2017 年の輸出相手国割合

7-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等

法令等の網羅的な報告は平成 29 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」報告書¹¹を参照のこと。ここでは、特に重要な法令の概要と、今年度調査の中で追加して得られた情報のみを記載する。

7-3-1 森林資源管理及び丸太生産に係る法的手続

スウェーデン国内において木材の伐採を行うには、土地法¹²、土地取得法¹³、林業法¹⁴等に従い、不動産権利証書や伐採権の契約書等を取得することが必要となる。また、先住民族であるサミ族の土地において伐採を行う場合は、森林法、トナカイ畜産法¹⁵、およびスウェーデン林野庁規制¹⁶に基づき、当事者となるサミの村と協議済みであることを証明する書類が必要となる。

林業法によると、生産的な森林（平均木材生産量が 1m³/ha・年以上）において 0.5ha 以上の区域で伐採を行う場合、伐採開始 6 週間前にスウェーデン林野庁へ「木材収穫通知」を提出しなければならない。また、山岳地の森林や特定の広葉樹(noble broad tree：ニレ、トネリコ、シデ、ブナ、カシ、サクラ、シナノキ、カエデ類)を伐採しようとする場合は伐採許可が必要となる。

その後、スウェーデン林野庁が、規則が守られているか、その地域で保護する必要があるものがあるか確認し、必要であれば申請者に連絡をとり指導を行う、もしくは不許可となることがある。申請者は、通知から 6 週間以内にスウェーデン林野庁から連絡がなければ伐採を行うことができる。

国内における森林伐採では、主に以下のケースで違法となる。

- 山岳地または水源林 (Spring Forest) での許可のない伐採
- 林野庁への事前通知のない伐採
- 林野庁への通知から 6 週間が経過する前の伐採
- 保護地域における伐採
- 許可時の条件を守らなかった伐採

¹¹ 平成 29 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）報告書抜粋 (<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/swe/swe-houkokusyo.pdf>)

¹² Land Code(1970 : 994), Chapter 4, 16, 18, 19, 20, Chapter 7 Section 3, 5, 11-21
(<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19700994.htm>)

¹³ Land Acquisition Law(1979 : 230), (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790230.htm>)

¹⁴ Forestry Act(1979 : 429), Section 10a (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM>)

¹⁵ The Reindeer Husbandry Act (1971:437), Section 15-25, (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm>)

¹⁶ Swedish Forestry Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 4 Section 3, (<https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/>)

違反時の制裁は、罰金または6ヶ月以下の懲役である。

7-3-2 丸太生産の合法性確認の証明方法

木材収穫通知は、手紙・メールまたはスウェーデン林野庁ウェブサイトの電子フォームから提出する。通知の内容には、伐採方法、環境への配慮事項、再造林方法等が含まれる。

オンライン上で提出する際には、事前に申請した電子IDによりログインし、スウェーデン林野庁の提供するWebGIS上で伐採位置を描画し（図7.10）、入力フォームに従って申請する（図7.11、12）¹⁷。木材収穫通知の内容は、オンラインシステム上のマイページで確認するほか、要求があればスウェーデン林野庁が発行することができる。

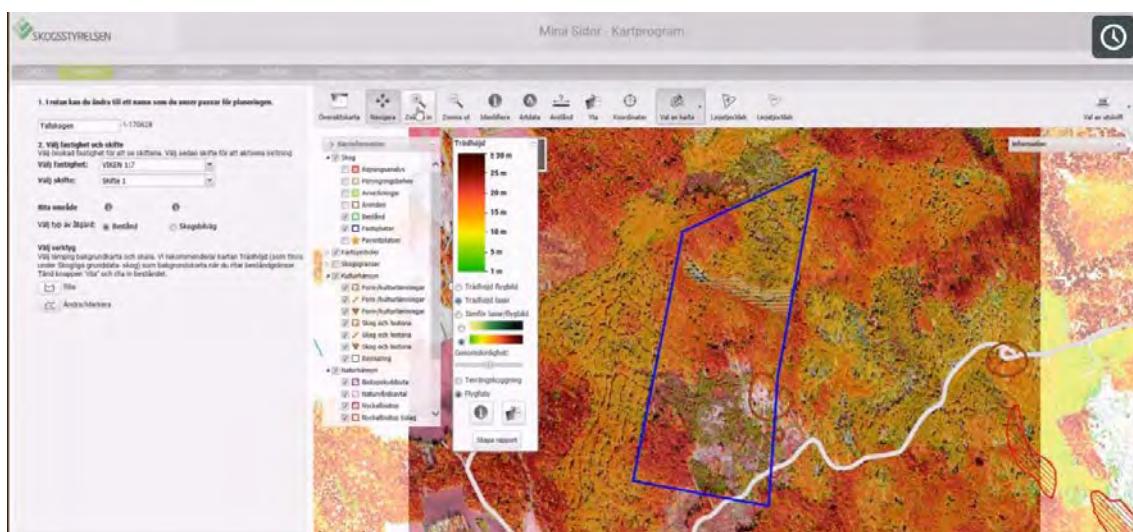


図7.10 スウェーデン林野庁提供のWebGISにおける伐採地の指定の例

¹⁷ スウェーデン林野庁 地図プログラムWebページ (<https://www.skogsstyrelsen.se/mina-sidor/kartprogrammet/>)

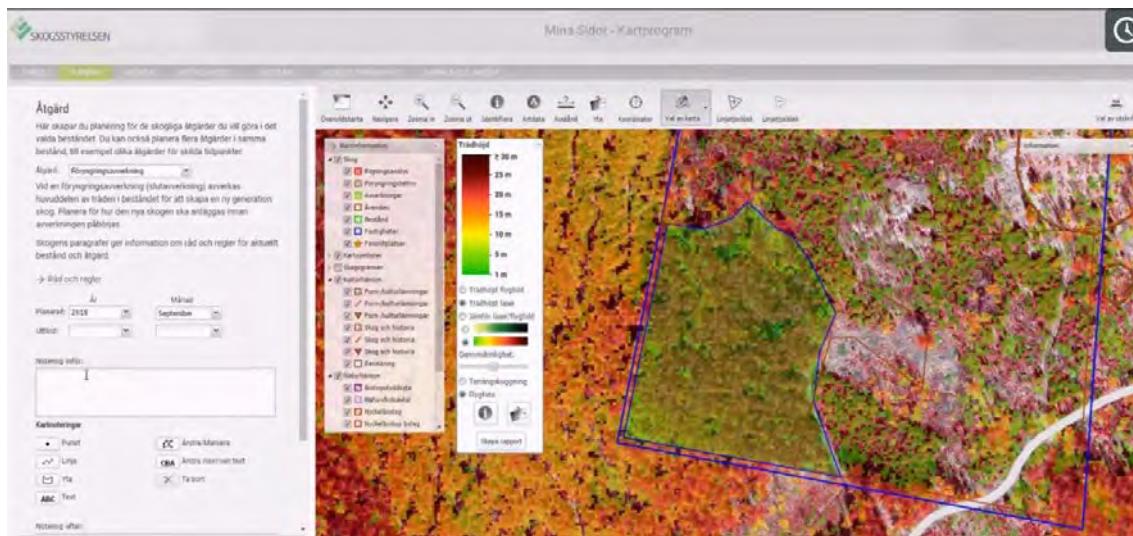


図 7.11 申請フォーム（図左側）への記入の様子

VIKEN 1:7
VIMMERBY

Taliskogen-1-170628
ID 51652

Fastighetsägare
Statens SKOGSSTYRELSEN
55183 JÖNKÖPING
036-359300
henrik.ahlgren@skogssyretsen.se

Beståndsuppgifter

Areal:	110	Trädalag:	90 % tall
Bonist:	T24	10 % gran	
Virkesförändr.:	280	0 % löv	
		0 % övrigt	

Mål med beståndet
Produktion av tallskog

Föryngringsavverkning
Planerad datum: 2018-09

Notering inför åtgärd
Omväder ska föryngras naturligt, spara ca 100 fröträd/ha.

図 7.12 入力完了後の送付用申請書

7-3-3 丸太輸送に係る法令等

スウェーデン国内で生産される木材のスウェーデン国内の輸送に関しては、あらゆる商品に関連する商業輸送を行うための一般的なライセンスを除いて、特定の法的要件はない。ただし、EUTRに基づき、トレーダーは木材の購入者と販売者に関する情報を保存する義務がある。

また、売買を目的としてスウェーデンで収穫された木材（丸太、パルプ材、チップ等）は、品質や量を測定することを木材測定法(2014:1005)¹⁸で規定されている（自家消費等の小規模な消費を除く）。この法律は、木材の価格を決定し、その価格が適正かどうかを判断するための平等な機会を売り手と買い手に与えることを目的とする。税金や手数料の基準を提供するのではなく、取引事業者のための丸太や木材の市場が、高い信頼性と透明性をもってうまく機能することに寄与するものである。

木材測定作業を担う機関として BIOMETRIA¹⁹という組織が存在し、公平な第3者測定機関として、売り手・買い手の両方から所有されており、CAからの監査も受ける。BIOMETRIAは、木材の測定結果の保存と売り手・買い手への通知を行う。BIOMETRIAの利用は必須ではないが、利用しない場合は木材を流通させる者が自ら測定を行う必要がある。

BIOMETRIA担当者への聞き取りによれば、2017年にBIOMETRIAで取り扱った木材は約9,200万m³で、そのうち840万m³は輸入材とのことであったことから、スウェーデン国内で流通する木材のほとんどは BIOMETRIAを経由していると考えられる。BIOMETRIAを経由した木材は、独自のシステム(VIOL-system)により、取引・運送情報がトレースできるようになっており、木材の伐採地～加工工場までの経路を把握することができる。

7-3-4 木材・木材製品を輸入する際の法令・証明システム

EU市場に木材および木材製品を出荷する事業者は、EU木材規則(EUTR)により、デューデリジェンスの実施を義務付けられている。輸入品と国産品の両方に適用され、管轄官庁はスウェーデン林野庁である。EU木材規制に対応する国内法に木材と木材製品の貿易に関する法律(2014:1009)²⁰があり、管轄官庁が検査・管理、禁止・差止命令の措置をとれること

¹⁸ Timber measurement Act(2014:1005)

(<http://www.lagboken.se/Views/Pages/GetFile.ashx?portalId=56&cat=213728&docId=2086435&propId=5>) ※2015年3月1日に Timber Measurement Act (1966: 209) から改正された。

¹⁹ BIOMETRIA ホームページ (<https://www.biometria.se/>)

²⁰ Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009) (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm>)

が定められている。なお、違反時には企業の収益に応じた罰金が科される。

7-3-5 森林認証システムの活用状況

スウェーデン国内において、FSC 認証林の面積は 1,337 万 ha(2019 年 3 月時点)²¹、PEFC 認証林の面積は 1,592 万 ha(2018 年 12 月時点)²²となっている。重複面積は 1,120 万 ha あるとされている²³ため、重複を除いた FSC 認証林と PEFC 認証林の合計面積は 1,809 万 ha となる。これは、スウェーデンの森林面積の約 64%、生産的森林の約 82% にあたる。

CoC 認証について、FSC 認証で 369 件(2019 年 3 月時点)、PEFC 認証で 195 件(2018 年 12 月時点)が認証されている。

PEFC 認証と FSC 認証で 2 重に認証を受けている企業も多いが、その理由について PEFC Sweden に聞き取りを行ったところ、以下の点が挙げられた。

- もともといずれかの認証を受けていた業者が、欧州市場を中心とした多様な要求に答えるためもう一方の認証も追加で取り始めた。
- 似た制度であるため、追加で取るにしても必要な労力はあまり変わらない。
- 審査機関が両認証の審査資格を有している場合が多く、一度の現場調査で両認証の審査を行うことができるため、認証取得コストを比較的安く抑えられる。
- FSC 認証と PEFC 認証ではそれぞれ着眼点が異なっており、両方を取得することで様々な市場の要求に答えられる。

また、PEFC Sweden によると、PEFC で提供している DDS (デューデリジェンスシステム) は EUTR の要求を満たせるよう改良（樹種の記録の追加等）が加えられており、輸入材にも適用されるため、PEFC の認証を受けている企業であれば半自動的に EUTR の要求も満たすことができることのことであった。ただし、スウェーデン林野庁によれば、森林認証を受けていることによって EUTR の監査対象から外すことはないとのことであった。

²¹ FSC : Facts and Figures Mar 2019 (<https://fsc.org/en/page/facts-figures#at-a-glance>)

²² PEFC : PEFC Annual Review 2018 (<https://www.pefc.org/discover-pefc/facts-and-figures>)

²³ Double certification FSC and PEFC – Estimations for mid 2018 (<https://storage.googleapis.com/pefc-platform/pefc.org/media/2019-04/baecf2a2-144e-4c47-a24b-7a5df7ba2a24/bc3a2d7d-78d4-5863-b11c-d363da8ec380.pdf>) (最終検索日：2019 年 10 月 30 日)

7-4 EU 木材規則の実施

7-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

Swedish Forest Agency (スウェーデン林野庁) がスウェーデンの管轄官庁 (CA) である。800 人が従事し、80 の地方事務所がある。ただし、EUTR 関係の業務の専属スタッフは 1 ~2 人で、予算は減少傾向とのことであった。

EUTR に準拠する国内法（木材と木材製品の貿易に関する法律(2014 : 1009)²⁴⁾ は 2014 年に成立しており、EUTR 発効から 1 年半後となる。この法律で、管轄官庁の指定や罰則規定について定めている。なお、事業者および業界団体への聞き取りによると、違反者は、既存の国内法における罰則も合わせて適用されるため、実質的に既存の国内法（特に木材収穫通知の事前送付義務）の厳格化にもつながっているとのことであった。

7-4-2 EU 木材規則の実施

1) 管轄官庁

管轄官庁(CA: Competent Authority)の役割として大きなものの 1 つに企業への検査がある。スウェーデン林野庁では 2013 年に試行的に検査を実施し、以来、毎年実施している。上述したように、検査作業に従事する人員が非常に限られた状況であるため、ルーティンやテンプレートを構築し効率的に実施しているとのことであった。CA の検査作業における効率化の例として以下が挙げられた。

- 検査で得られたデータのデータベース化
- 検査に伴う文書をテンプレート化（通知文、レポート、補足情報のリクエスト、差止命令・禁止命令、承認文書等）
- 検査作業のルーティン化
 - チェックリストを用いた実地検査またはスカイプ検査
 - 実地検査後の机上検査
 - 収集した文書の管理及び機密保持
 - 検査後 2 週間以内のフィードバック送信
 - 必要に応じて担当弁護士に相談

具体的な検査の流れについて以下より詳述する。

(1) 検査対象の選定

どの企業を検査対象とするかについて、税関の情報などを元にリスクベースで基準を毎年更新し選定する。

²⁴ Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009) (<http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm>)

CAによると、国内の輸入事業者(オペレーター)約4000のうち、300の主要事業者が輸入量の95%を占めており、国内の取引業者(トレーダー)は20の主要事業者が95%を占めている。このことから、輸入量が多くリスクが高い企業を優先的に検査することとしている。CAは、税関との協力体制を築いており²⁵、6ヶ月ごとに情報を入手している。また、市民やNGOからの情報提供も参考にしている。

表7.1に、これまでの検査対象企業の選定基準を示す。選定基準は、年間計画として公開されている。ただし、基準を満たすからといって必ずしも対象となるわけではなく、ランダム性も確保されている。

表7.1 検査対象企業の基準（年別）（CA提供資料を一部改変）

年	検査対象企業の選定基準
2014-2015	輸入額が300,000ユーロ以上の企業 腐敗認識指数(CPI)が50以下の国から10,000ユーロ以上の輸入がある企業 3カ国以上から輸入している企業 10以上のサプライヤーから調達している企業 3品目以上の物品を輸入している企業
2016	輸入額が900,000ユーロ以上の企業、またはCPIが50以下の国から50,000ユーロ以上の輸入がある企業
2017-2018	輸入額が300,000ユーロ以上の企業（アメリカ、カナダ、インドネシア(FLEGT)からの輸入を除く）
2019	輸入額が200,000ユーロ以上の企業（アメリカ、カナダ、インドネシア(FLEGT)からの輸入を除く）

検査対象として毎年40企業を選定しており、輸入材事業者が30社、国産材事業者が5社、取引業者が5社の内訳となっている。一度検査を実施した企業にも、3～5年毎の周期で再検査を実施することとしており、過去に非遵守が発覚した事業者に対してはより頻繁に検査を実施する。

検査の手段として、実地検査またはスカイプによる遠隔検査がある。実施される割合は半々で、新規検査の事業者には実地検査、再検査の事業者は遠隔検査となることが多い。CAによると、実地検査は検査強度の確保だけでなく、事業者の制度理解を促進しつつ信頼を構築して後々の協力的な関係性を築く上で非常に有用のことである。

(2) 検査の流れ

検査の3週間前に事業者に通知がされる。1人以上の検査官が訪問し、約2時間程度の検

²⁵ 税関連法の改正を経て、税関との協力体制について覚書を締結した（CA聞き取り）

査を行う。検査の流れは以下のとおり。

- ① 企業より、EUTR への取組や DDS を説明してもらう
- ② EUTR について検査官から説明
- ③ サンプルとして 2 つ製品を抽出し、それらに関して DDS をさかのぼり文書を収集する。
- ④ 製品の倉庫へ行き、写真撮影とサンプルの収集（実地検査のみ。サンプルを採取する場合は事前に通知）

取引業者に対しては、比較的簡単なチェックが行われ、消費者に直接販売していない場合は、誰から購入し、誰に製品を販売したかの報告となる。

実地検査において収集するサンプルは、木製家具や合板、MDF（中密度繊維板）など材料が混合された製品を重視して選定されている（図 7.13）。

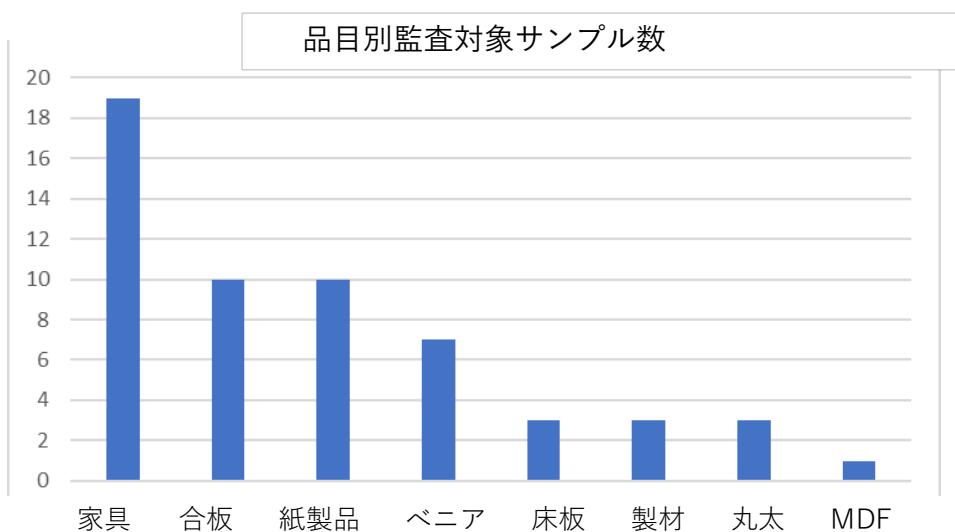


図 7.13 2017 年の品目別検査対象サンプル数（CA 提供資料を和訳）

(3) 検査後の流れ

検査後の流れは次のとおりである。

- ① 収集したサンプルについて、事業者の DDS で用いられている全ての関連文書を確認する。主に次のような文書およびシステムが示されているかチェックを行う。
 - 木材規制に関する作業と責任と作業の分担に関する文書化された手順
 - リスク評価、リスク削減計画、リスク軽減策の文書化方法
 - 伐採地や樹種などの基本的な情報
 - サンプルの法的記録を証明する文書
 - サンプルのリスク評価

- ② 収集したサンプルについて、リスクが許容できるかリスクアセスメントを実施。
- リスクが懸念される場合は、ハンブルグの公的研究機関である Thünen Institute やデュッセルドルフの Agroisolab 社にサンプルを送付し、樹種分析や同位体分析を依頼することもある。例えば、中国より輸入するナラ材を分析して、極東ロシア産のモンゴリナラ（CITES 対象樹種）が混入していないかチェックすることがあります。
- ③ 2週間以内に検査レポートを送付。
- レポートでは、検査結果について説明し、DDSについてコメントがなされる。

レポート送付後の大まかな流れは図 7.14 のとおりである。事業者は、約 3 週間以内に、CA からのレポートにコメントを返すか、CA に追加情報を送信することができる。DDS に軽微な調整が必要と判断された場合は、2~3 週間以内に修正し、何が変更されたかを示すドキュメントを提出することとなる。DDS に重大な欠陥があると判断された場合、差し止め命令がなされる。事業者は約 3 ヶ月以内に欠陥を修正し、何が変更されたかを示す文書を提出する必要がある。回答期間を経過しても必要な修正措置がとられない場合、オペレーターは罰金措置を受けることになる。罰金額は事業者の経営規模（年間売上）により決定される。その後、システムの欠陥を修正するためにさらに 3 か月が与えられる。3 ヶ月経過後も DDS の不備が修正されていない場合、スウェーデン林野庁は行政裁判所で業務禁止命令を申し立てる。なお、差止命令措置を受けた企業名は、個人または法人・団体からの要求に応じてスウェーデン林野庁が提供している。

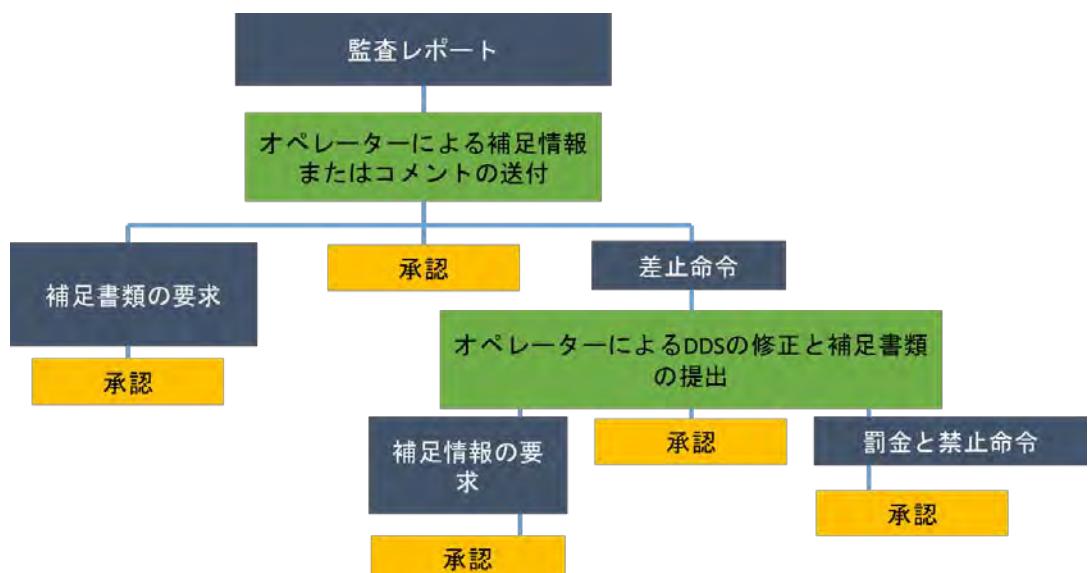


図 7.14 検査レポート送付後の流れ（CA 提供資料を和訳）

(4) 検査結果

2014～2018 年の検査の結果、185 業者のうち 60 の事業者で差し止め命令がなされ、そのうち 19 には罰金が科された。さらにそのうち 3 事業者は禁止命令がなされた。2016 年以降は、差止命令は 10 件前後に安定している（図 7.15）。

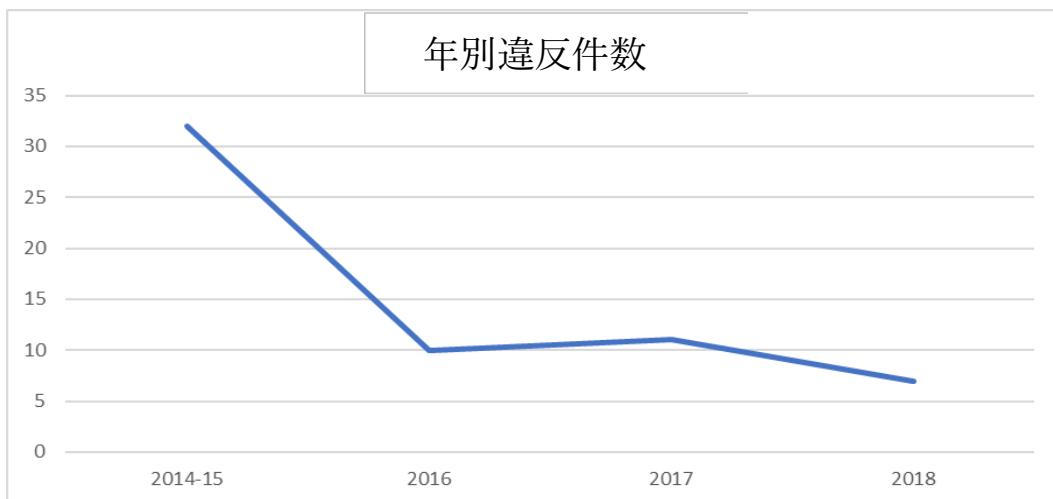


図 7.15 年別違反件数（CA 提供資料を和訳）

CA によると、国産材事業者に対する摘発例として、伐採の事前通知を怠った、または 6 週間の猶予を経ずに伐採したために違反とされた例がある。また、国内伐採業者と土地所有者の間で国内法への違反により現在 2, 3 件の訴訟が生じているとのことであった。

輸入材事業者との訴訟は、ミャンマー産チーク材輸入業者である Dollar Store 社に対するものがあり、DDS を構築していないことが訴訟内容である。行政裁判所は 2018 年 3 月に 800,000 クローネ（約 79,000 ヨーロ）の罰金支払いを命じたが、企業側は控訴した²⁶。また、2016 年には同じくミャンマー産チーク材を輸入していた Almtra Nordic 社に対し、ミャンマー林産物業者連盟（MFPMF）の発行する証明書では合法性の十分な証拠にはならないとし、17,000 クローネの罰金を科した²⁷。

検査を実施した輸入事業者へのアンケート結果（65%が回答）では、90%が木材・紙製品を扱う上でのリスク意識が高まったと回答し、70%が調達ルートを変化させたと回答している。検査によりサプライチェーンの複雑性を再認識した事業者が、国内産木材を調達するよう切り替えるケースもあり、CA は検査には教育効果もあると認識している。

²⁶ Briefing Note for the Competent Authorities (CA) implementing the EU Timber Regulation (September – October 2018) (https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Briefing_note_Sept_-_Oct_2018_Public.pdf)

²⁷ Forest Trends ホームページ (<https://www.forest-trends.org/blog/swedish-court-on-myanmar-wood-imports/#japanese>)

(5) EU 内での協力

EUTR/FLEGT Expert Group のミーティングが年 5 回ブリュッセルで開かれ、各国 CA と欧州委員会が出席している。スウェーデン CA によると、ミーティングでは、EU 各国で EUTR の規制の実装に差があることは認識しているが、リソースが限られていることが課題とされている。また、EUTR 対象品目が今後拡大する可能性があり、木製の椅子、おもちゃ、楽器等がその候補であるとのことであった。

そのほか、下記のような協力が実施されている。

- デンマーク、ノルウェー²⁸の CA と共同検査を実施し、テンプレートやチェックリストを共有。
- EU 内の地域ごとにグループを作り 1 年に 1 回ミーティングを実施。スウェーデンは Nordic- Baltic (バルト 3 国、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、アイスランド) に属する。
- セルビアと共同でワークショップを開催²⁹。

(6) その他

CA によると、取引業者に対してこれまで簡単な検査しかできていないが、EU 国内の第 3 国を経由した木材の供給についても重要視しており、CA 間での情報共有によりチェックすることを試みているとのことであった。例えば、ある取引業者がドイツの会社から調達している場合、ドイツの CA に連絡し、調達元の会社が検査済みか確認してもらうことが考えられる。未検査の場合は優先的に検査の対象としてもらうことで、取引業者経由の木材の供給についてもある程度リスクを軽減できる。なお、現状では EU 内他国の税関情報にはアクセスできないため、直接第 3 国の輸入状況をチェックすることはできない。

森林認証由来の木材について、森林認証済みだとしても 100% 信頼はせず、CA による検査は通常どおり行うこととされている。ただし、事業者にとっては、認証をとることで文書の管理体制ができているため検査への対応が簡単になるというメリットがあると CA では認識している。

業者への普及啓発として、業界団体向けワークショップと会議の開催、ウェビナー (Web セミナー) の開催、インフォメーションキャンペーン、ウェブサイトの更新等を実施している。中小企業に向けては情報提供と普及にとどまっている。

²⁸ EEA 加盟国であり、他 EU 諸国と同様にスウェーデンへの輸入の際に DD 義務は免除される

²⁹ Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July – December 2018

(<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/UNEP%20WCMC%202019%20Overview%20of%20CA%20checks%20July-December%202018%20FINAL.pdf>)

(7) CA の取り組みに関するまとめ

スウェーデン CA は、上記のとおり少ない人員にもかかわらず、効率的・効果的な検査が実施されている。検査対象の選定基準についてはリスクベースで優先順位をつけること、実際の検査では実地検査と遠隔検査を組み合わせ、収集サンプルもリスクの高い製品を中心とすること、等が特徴的である。

2) 監視団体

スウェーデン国内および EU における監視団体 (MO: Monitoring Organization) の活動状況を把握するため、スウェーデン企業へのコンサルティング実績を持つ MO である NEPCon³⁰を対象に聞き取り調査を行った。

NEPCon によると、実際には MO としての業務はほとんど実績がないが、MO として登録されていることが技術的根拠や権威付けとなりコンサルティング業務の受注につながっている。NEPCon の EUTR に関する業務は主に以下の 3 つがある。

(1) 企業向けの DDS (ツール、フォーマット等) の提供

- ホームページ上でガイドライン、テンプレート等を公開³¹。例として、図 7.16 にサプライヤーごとの管理票を示す。この管理票は、複数の構成部品からなる木材製品について基本的な記録をするためのものであり、サプライヤーおよび製品ごとに、構成部品の種類、樹種、伐採国、伐採地域、伐採許可証、サプライチェーンの情報、合法性証明書類の有無、備考等が書き込まれる。

³⁰ NEPCon はヨーロッパの木材輸入事業者の業界団体である ETTF (European Timber Trade Federation) (<https://www.ettf.info/eu-timber-regulation>)が策定した DDS 及びリスク評価原則のコンサルティングも実施しており、実質的に DDS の標準作成に関わった団体と言える。

³¹ NEPCon ガイドライン・テンプレート公開ページ (<https://www.nepcon.org/certification/legalsource/legalsource-due-diligence-system>)

図 7.16 サプライヤーマネジメントフォーム

(2) 企業のモニタリング、認証、コンサルティング業務

- Legal Source トレードマークの付与
 - NEPCon が発行するマークで、木材輸入事業者または木材輸出事業者が、違法伐採材を排除し合法的に木材を調達する能力があることを示す（図 7.17）。このマークをプロモーション時に使用することで、事業者は購入者に対して合法性をアピールでき、販売促進につながる効果がある。
 - コンサル業務の例：EUTR 要求事項への対処、DDS 構築のサポート、リスクアセスメントの実施、適切なリスク低減措置の定義、自社の調達方針や既存の規制について DDS の適合性評価、サプライヤーの能力評価と潜在的なリスク評価、アドバイスやトレーニングの提供、等。
 - 企業にとって、問題があれば CA 検査の前に指摘を受けられる利点がある。
 - 木材の顕微鏡分析、DNA 分析、同位体分析実施機関の仲介



図 7.17 LegalSource のトレードマーク

(3) EU TR の遵守に関する情報やトレーニングの提供

- 各国ごとのリスク情報を提供
- 各種レポートやニュースの配信
- トレーニングプログラムを各地で開催

NEPCon の実施するコンサル業務の手数料は、顧客がどこまで求めているか、および実施期間や担当者のスキルによって変わるために、一概には言えないとのことであった。また、顧客は主に大企業であり、スウェーデンの中小企業へのアドバイス実績もあるが、サプライチェーンのチェックやリスク低減が中小企業にとっては難しいため、認証材を取り扱うようにアドバイスをすることが多いとのことである。

各国ごとのリスク情報提供のための情報収集では、主に各国 NGO (EIA³²、Chatham House³³等) や政府間組織 (ITTO³⁴等) から情報収集を行っているとのことであった。CA からの情報提供も一部受けられるが、公開可能なデータのみで、内部情報へはアクセスできない状況とのことである。なお、提供するリスク情報は、ヨーロッパの木材輸入事業者の業界団体である ETTF (European Timber Trade Federation) のリスク評価原則に沿う形式で整理されている。

NEPCon における情報収集とリスク評価では、各国の生産国としての評価は行っているが、加工輸出国（特に中国など）としてのリスク評価はしていない。この点について、加工輸出国において違法材が混ざってしまうリスクの認識はしているとのことである。このことから、1 国単位ではなくサプライチェーン全体としての評価が必要であり、生産国の合法性とは別のカテゴリで評価することも考えているとのことであった。

NEPCon が認識している EU TR の課題として、以下の点が挙げられた。

- EU TR に加盟する 28 の国の CA がそれぞれの基準で実施しているため、EU TR の実効性には課題がある。
 - ギリシャやルーマニアなどチェック基準が緩く実効性にかける国への輸入はハードルが低いため、そこを入り口として木材が入ってくる。
 - 欧州委員会が強制的に各国の取組に介入することはできず、基準の遵守を促すことしかできない。

³² EIA ホームページ (<https://eia-global.org/>)

³³ Chatham house ホームページ (<https://www.chathamhouse.org/>)

³⁴ ITTO ホームページ (<https://www.itto.int/ja/>)

- こうした課題を受けて、FLEGT-EUTR Expert Group³⁵によって、各国の CA で基準を統一する動きがある。
- それぞれの国で CA の基準や考え方が異なるため、MO もその国に合わせて提供するシステムを変えざるを得ない。
 - NEPCon は業界のトップランナーとして、要求レベルの高い DDS を提供しているが、他の MO では単に文書の確認がされていれば良いとすることもある。
- 森林認証をとれば EUTR の要求が満たされる訳ではなく、基準にギャップがある。特に、森林認証における CoC はトレーサビリティのみを見ていて、取引に係る合法性は要求していないところに問題がある。

7-4-3 民間の取り組み

1) 業界団体

スウェーデンにおける関連業界団体として、国内林産業の業界団体である Swedish Forest Industries Federation (SFIF) が挙げられる。SFIF はスウェーデン国内の製材業や伐採業者、製紙業者、発電業者等を対象会員としている。パルプを含む製紙関連業者が 50、製材業者が 150 ほど加盟しており、小規模事業者はメンバーとなっていない。SFIF の役割は、業界団体として政府と交渉し政策に影響を与えることである。EUTR の国内対応についてもコンサルタントとして協力し、政府による体制整備当初、手続きをシンプルにするよう政府へ意見を伝えたとのことである。

メンバーとなっている業者の 99% は国産材を使用しているため、EUTR 関連での要求は少ない。また、中小企業による国外からの輸入はかなりまれで、あったとしても EU 内からの輸入だろうとのことであった。需要が少ないとことから、業界団体として DDS の提供等は行っていない。なお、スウェーデンのほとんどの森林は FSC か PEFC に認証されており、メンバー企業もいざれかに関わっている。

EUTR の課題として認識していることとして、以下の点が挙げられた。

- 行政面で負担が大きい
- 中小企業には対応が難しい
- EUTR の施行にともない国内法の適用も厳格化
 - 申請した伐採エリアと実際の伐採エリアとのずれについて許容範囲が厳しくなった。

³⁵ 欧州委員会ホームページ

(<https://ec.europa.eu/transparency/regexpert/index.cfm?do=groupDetail.groupDetail&groupID=3282>)

- EUTR の国内適用法と既存の森林法のどちらにも違反となるため、二重に罰金を払うこととなり、誤申請したときのコストが高い。念入りにチェックする必要が出てきた。
- 鋼材等と比べ木材のみにデューデリジェンスの負担がかかっているため、不公平感がある

2) 事業者

(1) A 社

① 基本情報

スウェーデンを代表する木製家具のグローバル企業で、グループ全体で世界の 1% の木材を消費している。調達先はポーランド、ロシア等の近隣国が多いが、中国からの輸入も 5% を占めている（図 7.18）。DD 担当部署のメンバーは 40 人で、各国のサプライヤーと協力して合法性確保に向けた取組を実施している。地域支部は主に 4 つの重点地域（東ヨーロッパ、南ヨーロッパ、東南アジア、東アジア）を対象にしている。地域をまたがる材のやり取りがある場合には、チーム間で情報を共有し、材を追跡できる仕組みとしている。

木材の調達先国 - FY18 (調達木材全体に対する割合を % で表示)

小数点以下は四捨五入

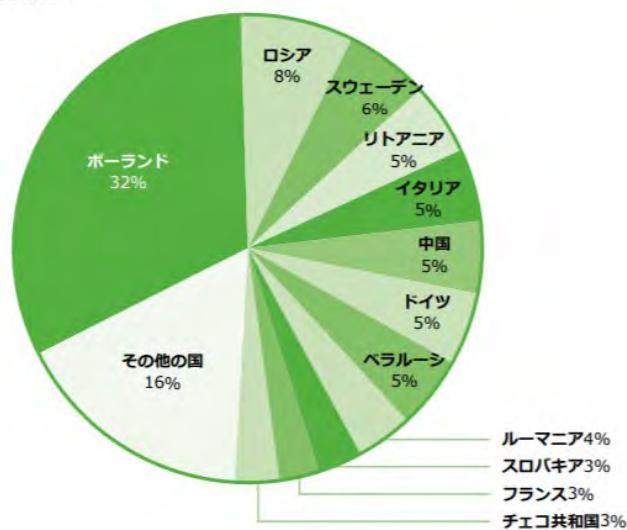


図 7.18 A 社の木材の調達先国割合

② DDS の概要

基本的な方針として、自社で行動規範を定めており、その中に A 社がサプライヤーに求める社会的・環境的な最低限の要求事項と、サプライヤーが A 社に期待できることが規定されている。A 社は木材の DDS を 1998 年から運用しており、従来の行動規範を木材部門に適用することで基準が作成された。WWF・FSC と共同開発したもので、コンサルタント会社のレビューを経ており、その経緯から基本的に FSC 管理木材基準に準拠する。

木材部門では、サプライヤーは A 社で認められた樹種のみ使用し、原産地が特定できること、及び以下の最低要求事項を満たすことが求められる。

- a) 違法に伐採された材でないこと
- b) 森林に関する社会的紛争や対立が生じている森林からの材でないこと
- c) 原生林または地理的に保護に高い価値があると認められた森林からの材でないこと
(ただし、A 社によって認められたシステムで認証された森林を除く)
- d) 熱帯および亜熱帯地域において、農園開発等により天然林が皆伐され、人工林や他の土地利用に転換された森林からの材でないこと
- e) 遺伝子組み換えされた種の人工林からの材でないこと。

A 社のサプライヤーは、行動規範の遵守について A 社と契約書を交わし誓約する。サプライヤーは、独自に DDS を構築するか、安全な調達先を確保するかを選択し、それを実現するための計画を A 社に契約前に提出しなくてはならない。グループとして調達元は 1 部署に統一しており、担当部署が EUTR 上の事業者として検査を受ける。

また、森林認証材の利用を非常に重視しており、2020 年までに FSC 認証材またはリサイクル材の使用率が 100%となることを目標としている（2018 年は 85%）。木材供給の合法性に関してハイリスクな国からの木材の使用割合は 23%あるが、全ての木材が認証材となるように要請している。また、FSC の CoC 認証は 81%の業者が取得しており、扱う木材の重量では 99%となる。

③ サプライヤーからの情報収集

サプライヤーは 4 ヶ月ごとに Forest Tracing Survey (FTS) を A 社へ報告する必要がある。FTS には木材の原産地、数量、樹種等が記載される。また、A 社の要請があれば、48 時間以内に木材の原産地等の情報を提出するよう定められている。FTS の報告はオンラインシステム上で行われる（図 7.19, 20）。サプライヤーからの報告を管理・可視化・分析することを目的とし、2008 年にシステムが構築された。システムは GIS を扱う会社と協働で開発しており、森林変化情報は World Resource Institute の Global Forest Watch³⁶を利用している。オンラインシステムに集積される情報はサプライヤーごととなっており、製品(Article)ごとではない。各国で異なる法的 requirement があるが、それぞれに別途対応するのはコストがかかるため、全世界の要求を満たせるシステムにすることを目指し構築したとのことである。

³⁶ Global Forest Watch ホームページ(<https://www.globalforestwatch.org/>)

FOIL ON BOARD								
FSC CoC code: IC-COC-100218								
Contact name: Kai Kubetscheck Contact details: kai.kubetscheck@formaplan.de								
Wood source								
Item	Subsupplier name	FSC CoC Code	Subsupplier type	Material type	Species	Common and latin name	Country	Region
1	[REDACTED]	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	East(Vilnius, Utena)
2	[REDACTED]	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	North(Panevezys, siauliai)
3	[REDACTED]	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	South (Kaunas, Marijampole Alytus)
		SGS-	-	-	-	European(Silver)

図 7.19 オンラインシステムにサプライヤーから提出された情報が表示された一覧画面



図 7.20 オンラインシステムに提出された FTS の対象地域

④ リスク評価

a) リスク評価方法・基準

A 社では、NGO や各国政府の情報を元に、リスク評価基準を独自に構築している。オンラインシステムにリスク評価機能も実装されており、各種の情報を集積させることで効率的にリスク評価ができる仕組みとなっている（図 7.21）。また、FTSにおいてサプライヤーの種別（伐採業者、取引業者、製材業者等）も報告させており、サプライチェーンの複雑性の把握に役立てている。

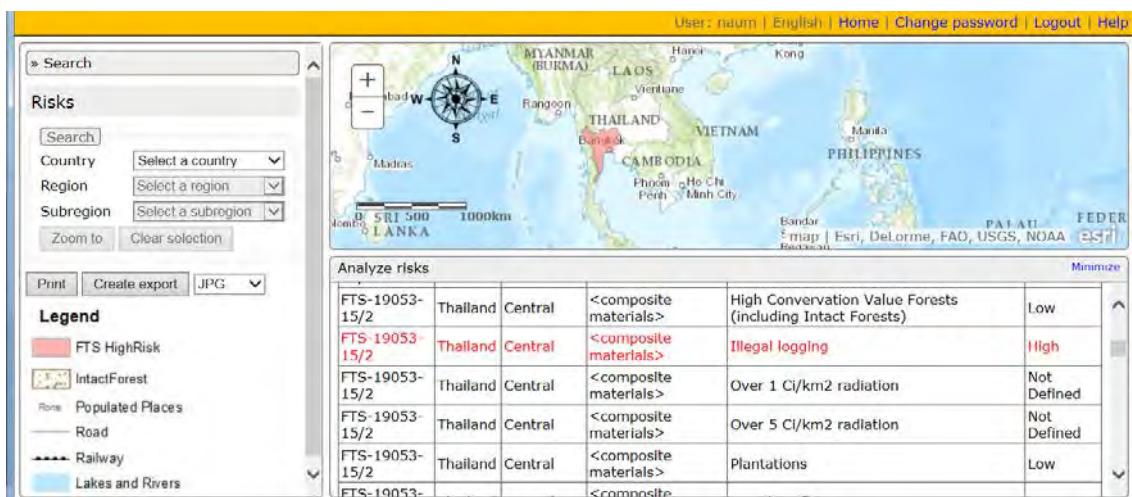


図 7.21 オンラインシステムのリスク評価画面

b) 生産国・木材製品ごとの具体的なリスク評価の事例

2018 年、中国のサプライヤーが非 FSC のロシア材を扱っていたことにより行動規範の基準を満たせなかった事例があった。A 社が更に調査を行った結果、違法伐採というわけではなく行動規範の最低基準は満たしていることがわかったため、取り扱いを続けることを判断した。当該業者とは、この取引で得られた利益を持続可能な森林経営に投資することで合意した。

⑤ リスク低減措置

行動規範を遵守しているかチェックするため、全てのサプライヤーに対し、少なくとも 2 年に 1 回書類監査を実施している。特にリスクの高い業者（初めてサプライヤーとして契約した業者や中国の業者）には毎年 1 回実施している。対象とした業者にはすべての書類・資料を送付してもらい、A 社本部で書類のチェックを行い、情報の信頼性を確認する。

リスクアセスメントに基づき、特にリスクが高いと判断されたサプライチェーンに対しては、現地調査による監査を実施する。実施に当たり 90 日前に通告して準備を進め、現地監査では工場への訪問によるチェックや、従業員へのインタビューを行う。監査者は A 社所属の森林スペシャリストまたは FSC 等の第 3 者機関となる。2018 年の監査数は 212 件となっており、そのうち 99%（重量ベース）の木材が行動規範に適合していると判断された。

また、全てのサプライヤーの全ての工場や伐採現場に行くことは不可能なので、現状で最も厳しい要求となっている FSC 認証を全てのサプライヤーで取得することで、一部監査を外部委託して網羅性を担保することにつながっている。

⑥ その他

今後は、オンラインシステム上で自動的に材の情報を結びつけ、製品ごとの管理ができるようにすることを目指している。さらに、木材だけでなくラタン材についても行動規範の基準に含めることを目指し、英国王立キューア植物園等の研究機関と協働して同位体分析による原産地に関するデータベースを構築している。加えて、認証材の供給力を高めるため中小規模森林生産者のキャパシティ・ビルディングにも取り組んでいる。特に重要な木材産地であるロシア・中国では、サプライヤー向けのセミナーやトレーニングセッションを開催し、森林認証の取得をサポートしている。また、ベトナムでは下記のような連携モデルを構築することで持続的な調達の仕組みを構築している³⁷。

A社では、小規模生産者に対して、現地の木材供給者（製材業者等）が間に入ってとりまとめてることでA社のサプライチェーンに組み込む仕組み「ベトナム製材業者・小規模森林生産者間の連携モデル」を構築している（図7.22、表7.2,3）。

この仕組みは持続的な森林管理へつながる可能性を持つが、次のような課題もある。

- 小規模森林生産者は提携製材業者への専売契約を交わしているにも関わらず、しばしば別業者に売ってしまう。地元の行政機関はこのモデルに関わっていない、あるいは生産者側を擁護することが多いため契約を強制できない。
- 製材業者の利益は4-5%程度のため、技術的・財政的資源がある大規模な製材業者しかモデルに参加することができない。
- FSC認証を森林生産者自らが取得できるほどには稼げない。製材業者が負担している。

これらの課題に対して、地方行政機関の協力と、FSC認証コストの削減が対策として求められている。



図7.22 3社連携モデルの概念図

³⁷ Linking Smallholder Plantations to Global Markets: Lessons from the IKEA model in Vietnam (Forest Trends Report Series; Forest Policy, Trade, and Finance, June 2018)

表 7.2 A 社と木材供給者間の権利と義務

	A 社	木材供給者（製材業者）
権利	<ul style="list-style-type: none"> ● FSC 認証材の安定調達 ● 違法伐採へのモニタリングコスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● A 社からの融資 ● A 社からのマネジメント体制整備支援 ● A 社からの 3-5 年の長期発注
義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的かつ長期的に、供給された木材を消費すること ● （第 3 者を通じて）供給者への技術的支援 ● 供給者への財政的支援 ● 供給者およびサプライチェーン内の製材過程の検査と監査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 決められた量・品質・樹種・納期での FSC 認証材の供給 ● 製材過程の効率化による年間生産量の増加（単に工場や人手の増加ではない） ● 価格の安定

表 7.3 木材供給者と小規模森林生産者間の権利と義務

	木材供給者（製材業者）	小規模森林生産者
権利	<ul style="list-style-type: none"> ● A 社の要求を満たす木材の調達 ● 輸入材への依存を減らせる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 無金利または低金利での融資 ● 技術的支援 ● 木材の安定的な売り先の確保
義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産者グループを形成し運営するための財政支援 ● 無金利または低金利での融資の提供 ● FSC の要求を満たすための技術支援 ● FSC 認証料の支払い ● 認証材を市場価格よりも高く購入（10-18%） 	<ul style="list-style-type: none"> ● FSC 認証に必要な技術的基準を満たすこと ● 一定以上の大きさの材を供給するため、伐採までの期間を延ばすこと ● （なるべく）提携業者に材を売ること

(2) B 社

① 基本情報

1530 年代に設立したとされる、スウェーデン国営企業である。従業員数は 840 人。スウェーデンの森林の 14%に当たる 400 万 ha の森林（主に国有林）を管理し、うち 2 割が保護林である。自社林から毎年 600 万 m³ の立木を伐採し、さらに他の所有者からの購入、または輸入により 500 万 m³ を購入している。木材は国内の製材所や製紙工場、バイオマス発電所等に供給される。売上高は 6,971 百万クローネ（2018 年）。すべての所有林は FSC 認証されており、2017 年から PEFC 認証の追加取得を進めている。

木材の輸入は子会社を通して行っている。木材調達先はバルト諸国とロシアであり、輸入品目は主にパルプ材、チップ、バイオ燃料である。子会社は ISO 9001 および 14001 の認証を受けているほか、FSC の CoC 認証およびトレーサビリティ証明書を取得している。国営

企業であるため、市民からの監視の目が厳しく、コンプライアンスを非常に重視しているとのことである。

② DDS の概要

DDS 関連の担当者は 3～5 名。具体的な DDS は、木材の調達先に応じて次の 3 種類を整備している。

- 国内自社所有林を伐採する場合
- 国内の森林所有者から購入して伐採する場合
- 国外から輸入する場合

図 7.23 および図 7.24 に、国外から輸入する場合の木材と情報の流れ、および DDS の概要を示す。なお、国外からの輸入は信頼できるサプライヤーのみに限定しており、ロシアでは 2 社のみ、バルト 3 国では子会社のみから調達している。さらに、ロシアでは低リスクで管理の容易な西部地域のみに輸入先を限定している。ただし、現在は原木輸出関税の引き上げなどによりロシアからの輸入はほぼ輸入停止しており、ラトビアなどのバルト 3 国から輸入しているとのことである。

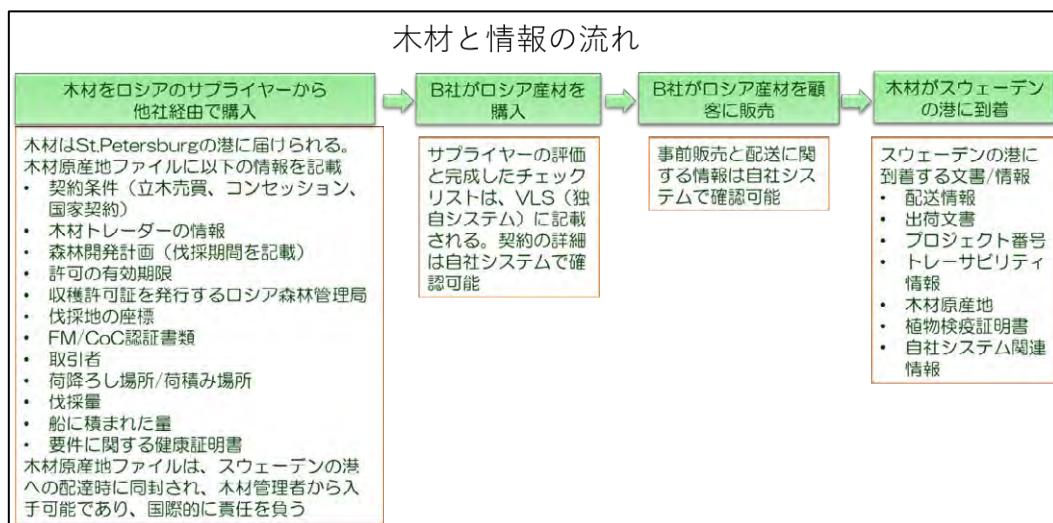


図 7.23 国外から輸入する場合の木材と情報の流れ (B 社提供資料を和訳)

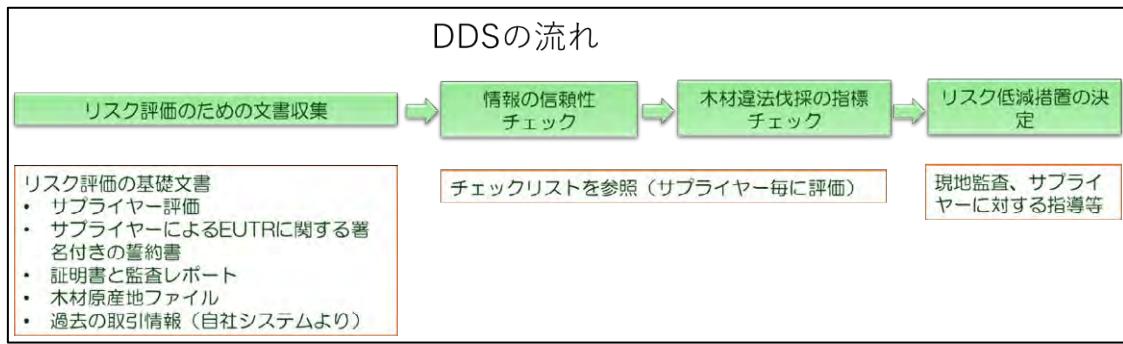


図 7.24 国外から輸入する場合の DDS (B 社提供資料を和訳)

③ サプライヤーからの情報収集

サプライヤーからの情報収集は、自社独自に構築したシステム上に情報を追加していくことで実現できる仕組みとなっている。調達時のステップごとにサプライヤーあるいは B 社自身が独自システムに情報を追加していく、木材原産地情報を木材に同封しておくことで、スウェーデンの港に到着した時点でデューデリジェンスに必要な情報が得られるようになっている。

④ リスク評価

リスク評価にはチェックリストを活用している。情報収集のプロセスで得られた情報に対して、サプライヤー毎に情報の信頼性チェックおよび違法伐採リスクの指標チェック（B 社独自に作成）を実施する。

⑤ リスク低減措置

リスク評価のプロセスで、情報に疑義があれば実際に現地へ行き実地監査を行う。また、取引の相手を信頼できるサプライヤーに限定していることから、事前にリスク低減措置を実施しているとも言える。さらに、自社有林および調達先の FSC、PEFC 認証取得を進めることで、第 3 者機関からの監査を受けられるため、リスク低減につながっている。FSC、PEFC、EUTR でそれぞれ少しずつ基準が異なるが、それぞれの基準をクリアすることでサステナビリティにおける様々な要求をクリアできると考えているとのことであった。

⑥ その他

国内における違法伐採とされた事例として、スウェーデン林野庁への事前の木材取扱通知がなされていなかったケースが多い。それを見て、B 社では GIS システムを用いて申請を半自動化しており、近年では伐採申請 25000 件のほぼ全てをシステムから通知している（うち 3 件のみがシステムの不備により事前通知に失敗していた）。また、国有林を管理する企業の連合である EUSTAFOR (The European State Forest Association) に参加しており、EUTR の実施状況についてレビューを実施した。

(3) 民間企業の取組に関するまとめ

今回ヒアリングを実施した2社で共通する取組として、以下の点が挙げられる。

- ① 自社の行動規範・調達基準に DD 方針を組み込む
- ② サプライヤーの選定または誓約書の締結による信頼できる調達先の確保
- ③ 森林認証の利用によるリスク低減措置負担の軽減

1点目として、A社では既存の自社の行動規範に木材分野の内容を組み込むことで DDS が実施できるように対応させていた。また、B社では既に ISO や森林認証（CoC 認証）が取得されており、自社の行動規範・調達基準が十分に整備されている状態であった。このように、既存の行動規範・調達基準が整備されていれば、実際の DDS においてもスムーズに方針を決定することができると考えられる。

日本の事業者においてこのような整備がされていない場合は、まずは業界団体や森林認証団体の作成した基準を参考に、自社のルールと DDS が適合するように検討することが第1歩と考えられる。

2点目として、A社ではサプライヤーと契約する際に、自社の行動規範・調達基準を遵守することを誓約させ、それを実現する計画の提出まで求めている。一方、B社ではサプライヤーを1～2社のみの信頼できるサプライヤーに限定している。取引先が少数である場合は、B社のように調達先を限定することでリスクを低減することが可能であるし、多数の場合はA社のようにサプライヤー自身に基準の遵守のため DD を行ってもらうことで、自社で行わなければならないリスク低減費用を減らすことが可能となる。

3点目として、A、B両社ともに森林認証の取得率を高めることを非常に重視していた。EU市場における認証材の需要が高いこともあるが、DD を実施する上でも森林認証の活用には大きなメリットがあると考えられる。例えば、サプライヤー毎にリスクアセスメントを実施するシステムとなっていることや、第3者の認定団体が年1回監査を実施することから、本来なら自社で実施しなくてはならないチェックを一部外部委託できる点が挙げられる。

日本の事業者においても、DDS を実施する上では森林認証材の購入比率を高めることでリスク低減にもつながるため、リスク低減に有効な手法の1つと考えられる。ただし、森林認証材であってもリスクを無視できない場合もあるため、リスク評価とリスク低減にかかる負担は軽減できるがゼロになるわけではない。

今回の調査を通じて、中小企業は DDS をどう整備しているのかについても聞き取りを行ったが、スウェーデンにおいても課題となっている点であり、具体事例を得ることはでき

なかった。ただし、PEFC Sweden によると、森林認証のグループ認証制度等を利用するこ
とが1つの方法であるとのことだった。1つ1つの業者では整備は難しくても、グループ認
証を取得すれば合同で DDS を整備し利用することができるため、各社の労力が軽減できる
と考えられる。ただし、グループの代表団体を組織し、監査等を実施する必要があるため、
その役割を担う業界団体等が必要となる。

